

自由民主党商店街対策議員連盟
会長 逢沢 一郎 殿

令和 8 年度商店街及び中小小売業関係予算、税制改正等要望

令和 7 年 11 月
全国商店街振興組合連合会
理事長 山田 昇

商店街及び中小小売業者は住民の生活を支え、地域経済や雇用を支えるとともに、買物弱者支援、街の治安・美化、災害対応支援、地域の伝統・文化の継承等地域の生活に不可欠な公共的な機能の担い手であり、地域コミュニティの拠点として重要な「場」となっている。

しかしながら、電子商取引の増加、少子高齢化や人口減少による需要減、経営者の高齢化と後継者難、市街地の空洞化等構造的な問題に加え、近年は、人手不足、賃上げに伴う労務費増、物価上昇による個人消費の伸び悩み、金利上昇等商店街を取り巻く環境は厳しさを増している。また、米国の対外経済政策等国際情勢の今後の影響も懸念される。

全国商店街振興組合連合会は、地域コミュニティを支える商店街に対する支援として令和 8 年度商店街及び中小小売業関係予算、税制改正等について、以下のとおり要望する。

1. 個人消費喚起に対する支援

プレミアム商品券、地域商品券事業、キャッシュレス還元事業の実施や「がんばろう商店街」の再実施を要望する。なお、プレミアム商品券事業等の実施に当たっては、その利用先を地元商店街に配慮としたものとするか又は全国チェーン店や大規模商業施設での利用可能金額に配慮する等事業実施の効果が地域の商店街に及ぶよう要望する。また、消費刺激策として消費税の一時的な減税を要望する。

2. 人手不足と賃上げに対する支援

(1) 人手不足対策

最低賃金引上げによって主婦や学生等扶養に入っている者の労働時間が短くなり、人手不足が進んでいる。このような厳しい状況にある事業者への支援として、年収上限額の引上げについて適切な措置を要望する。

また、直接的な対策として人手不足解消のため地元学生との連携やインターン制度、地域人材のマッチング、求人費用の支援を要望する。

(2) 賃上げ対策

①最低賃金は、地域の実態や中小・小規模事業者の支払い能力を踏まえて決定し、改定後の最低賃金の発効日は事業者の準備期間、就業調整の影響等を踏まえ、柔軟に決定することを要望する。

②生産性向上に資する設備投資を行い、賃金の引上げを行った場合に適用される業務改善助成金の助成上限の引き上げを要望する。

3. 原材料高やエネルギー高に対する支援

原材料高対策として適正な価格転嫁が実現する施策を要望する。エネルギー高対策として燃料油価格定額引き下げ措置や電気・ガス料金支援の継続、ガソリン暫定税率の早期の廃止を要望する。また、省エネ設備導入支援（LED 照明、高効率エアコン等）を要望する。

4. 商店街及び中小小売業振興に関する支援

(1) 商店街施策

① 地域商店街の活性化のための支援

i) 地域の商店街は、高い公共性を有している。このため老朽化した共同施設（アーケード、街路灯、カラー舗装等）の改修・撤去や防犯カメラ、AEDの更新の支援を要望する。例えばアーケードについては、老朽化により屋根崩落や飛散、支柱倒壊の危険性が高まっている。事故の未然防止の観点からも至急かつ全面的な支援を要望する。

ii) アーケード、街路灯、防犯カメラ等共同施設の運用に係る負担は重く、電気料金、維持管理費の支援を要望する。

② 空き店舗対策

i) 商店街の再生を図るには、空き店舗対策が不可欠である。若者をはじめとする出店を希望する者向けの家賃補助、改装費、設備購入費、建物の建て替えや補強等の初期費用の支援を要望する。

ii) 事業承継ができなかった店舗がそのまま空き店舗となり、オーナーに貸し出す意思がなければ動かない物件となる。物件を貸し出すオーナーが進んで貸し出す仕組みづくりを要望する。

③ 商店街組織化対策

- i) 法人格を有する商店街振興組合は、納税等の社会的責任を果たし、かつ、明確な責任体制を有することにより事業の実効性も高い。任意の商店街組織の法人化促進の観点からも商店街振興組合のみ使用できる補助金・助成金制度の創設や補助率や補助限度額、採択率、申請書類の簡素化等で差を設ける等の優遇措置を要望する。
- ii) 地域の実情を踏まえ、小規模な商店街が法人格をもつ商店街振興組合となれるよう設立要件（現在は30人以上）の緩和を要望する。
- iii) アーケード、街路灯等は商店街の共有財産である。しかしながら、大型店や出店が相次ぐチェーン店が商店街に店舗を開設しても商店街組合に加入しない事例が増加しており、応分な費用負担との観点から、組合への加入を義務付ける制度の導入を要望する。

④ 商店街における大型店撤退に関する出店時の支援

大型店の撤退は地域住民に不便を生じる。出店時から撤退の際は地域住民に迷惑が掛からぬよう指導を要望する。

⑤ 老朽化した店舗のリノベーション支援

老朽化した店舗の存在は商店街全体の魅力を損なう要因となっている。商店街への出店者や新たに出店を募る不動産オーナーに対して、老朽化した店舗のリノベーションに対する支援を要望する。

⑥ 商店街の賑わい創出への支援

商店街のイベントの定期開催は商店街への集客、地域住民との交流の深まりを通じ商店街の魅力を高める。このためイベント開催費用やイベントで利用できるクーポン券、商品券の助成を要望する。

⑦ 防災・減災、防犯・見守り活動への支援

近年頻発する地震、水害、火災被害や将来予想される南海トラフ地震に備え、共同施設の耐震化等の支援を要望する。また、BCPの策定、研修の実施、年1回以上の防災訓練実施、他商店街との連携支援、関係資機材購入に対する支援を要望する。商店街を「防災備蓄拠点」と位置づけ、防災備品の整備や非常用食料・水・簡易トイレ等の購入の補助を要望する。あわせて災害時にも使える通信手段（衛星Wi-Fi等）の整備への支援を要望する。商店街が自主的に行っている防犯、防災、こどもやお年寄りの見守り活動への支援を要望する。

⑧ 各県等の商店街振興組合連合会機能の強化

連合会には、単独の組合では取り組みができない連携事業の展開や市場調査等が期待されている。このため各県等の商店街振興組合連合会の専門スタッフの確保や人件費に対する支援を要望する。

(2) 個店施策

① 事業承継円滑化対策

事業承継専門家の引継ぎサポート、地域ぐるみのマッチング体制整備など多面的な事業承継策を要望する。

② 若手創業者や後継者育成

商店街での創業や事業承継を希望する若者や後継者育成のための専門家や専門機関による支援、研修機会の提供を要望する。

③ 個店への伴走支援

商店街における個店の魅力の減少は、商店街全体の魅力減少につながっている。経営コンサルタントやマーケティング専門家を個店に派遣し、経営相談や販売戦略指導など伴走支援を要望する。

④ キャッシュレス販売促進策

近年においては来街者からキャッシュレス決済を求められるケースが増加している。このためキャッシュレス化支援（端末機器導入、ランニングコスト支援等）、2～3％台に及ぶキャッシュレス決済手数料の低減の支援を要望する。

⑤ デジタル化支援の実効性向上

デジタル化の重要性が高まる中、IT導入補助金にデジタル支援要員の派遣や補助対象にパソコンやPOSレジも対象とすることを要望する。

5. 中小小売商業関係税制の拡充強化

(1) 中小小売商業者の経営基盤強化

① 中小法人や協同組合等の法人税の軽減措置

税率の一層の引き下げと適用所得額金額の撤廃・引上げを要望する。

② 事業承継税制の特例措置後における新たな特例措置の整備等

令和8年3月末までの特例承継計画提出期限の延長を要望する。本特例措置の期限後においては新たな特例措置の導入を要望する。また、特例経営承認期間における書類提出等利用者の事務負担の軽減を要望する。

③ 固定資産税等の負担軽減

地価が相対的に高い中心市街地では、赤字企業や中小企業も一律に課せられる固定資産税・都市計画税の負担が重くなっており、これが振興組合の解散につながっている。振興組合区域内の税率等の軽減措置を要望する。また、負担が重い固定資産税の影響を受けて、賃料が高く設定される傾向にある。商店街店舗への出店を促進するためにも「土地に係る固定資産税の負担調整措置」の恒久化を要望する。

- ④ 適用期限を迎える特例措置の延長
 - i) 中小企業者等の少額減価償却資産の全額損金算入
 - ii) 中小企業者等の事業承継等に係る不動産取得税の軽減措置
- ⑤ 個人事業主等の控除引上げ

個人事業主の事業主控除額の引き上げ及び青色申告特別控除額の引上げを要望する。
- (2) 商店街振興組合の活性化
 - ① 空き店舗に対する固定資産税等の減免と見直し

商店街の空き店舗の有効活用を促進するため、空き店舗の利活用に伴う固定資産税・都市計画税の減免措置を講ずるよう要望する。また、商店街の店舗兼住宅は固定資産税が減免されるため、空き店舗を放置する者がいる。空き店舗の所有者への適切な課税を要望する。
 - ② 公共・公益性が高い共同施設への負担軽減
 - i) 振興組合が保有、管理するアーケード、街路灯、防犯カメラ、A Iカメラ等の住民の安心・安全を担う公共・公益性が高い施設について、固定資産税の減免を要望する。
 - ii) 振興組合が、アーケード等の将来の共同施設の大規模補修に備えて組合員から徴収する賦課金については、益金不算入とし非課税措置を要望する。
 - ③ 振興組合に対する法人住民税の負担軽減等

特段の営利活動を行っていない組合も多くあるところ、組合の赤字・黒字に関係なく課税される法人住民税（均等割）について減免措置を要望する。
 - ④ 各種補助金の非課税化

補助金は会計上「営業外利益」として、計上され、所得税・法人税の課税対象となっているが、一定の政策目的を達成するため補助がなされるものであるので非課税とすることを要望する。
- (3) 消費税関連対策の維持、拡充
 - ① インボイス制度

仕入れ税額控除の延長・拡充を要望する。また、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の納税額を売上額の2割に軽減する2割特例や事務負担軽減のための少額特例の恒久化を要望する。小規模事業者にとってインボイス制度や電子帳簿保存法対応は、時間的・人的な負担が大きい。小規模商業者が本業に集中できるよう制度の簡素化を要望する。
 - ② 簡易課税制度の適用事業者の範囲拡大及び事業者免税点の引き上げ

小規模・零細事業者の事務負担を軽減するための簡易課税制度及び事業者免税点制度を維持するとともに、適用事業者の範囲拡大、免税点の引き上げを要望する。

6. 中小小売業に対する金融支援

(1) 金融支援

中小小売業者の資金繰りに支障が生じないように、金融機関等による柔軟かつ迅速な対応により、低利融資、返済猶予、貸し付け条件の変更や円滑な資金供給が可能となるよう適切な金融支援を要望する。飲食店を中心にコロナ融資返済に追われる事業者が増えているが、返済の猶予等を要望する。

(2) 中小企業高度化資金

借入時の連帯保証の見直しを要望する。

(3) 基金の創設

商店街振興のための基金の創設を要望する。

7. 安定した雇用環境の整備

雇用保険料率の事業主負担は企業の経営環境を踏まえて決定することを要望する。

8. 都道府県の商店街指導対策予算の確保

県等の商店街指導対策予算は、全国的に減少が続いているが、商店街が果たす公共的な役割、地域への貢献に鑑み、十分な予算を確保するよう、県等に対する強力な指導を要望する。